

官報

号外
平成三年十二月十三日

○第百二十三回 参議院會議録第七号

平成三年十二月十三日(金曜日)

午後五時五十二分開議

○議事日程 第七号

平成三年十二月十三日
午後四時 本会議

- 第一 平成三年度一般会計補正予算(第1号)
- 第二 平成三年度特別会計補正予算(特第1号)
- 第三 平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○本日の會議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第三まで
- 一、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成三年十二月十三日 参議院會議録第七号

国家公務員等の任命に関する件 平成三年度一般会計補正予算(第1号)外二件

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公正取引委員会委員に股野景親君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 平成三年度一般会計補正予算(第1号)

日程第二 平成三年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第三 平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長中村太郎君。

審査報告書

平成三年度一般会計補正予算(第1号)

平成三年度特別会計補正予算(特第1号)

平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年十二月十三日

予算委員長 中村 太郎

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成三年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)災害関係経費の追加、(2)給与改善費及び義務的経費の追加等合計で一兆七千二百八十六億三千九百円の追加を行い、他方、既定経費の節減等により、一兆四千六百二十五億八千四百九十九万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入二兆七千八百二十億円の減収を見込むとともに、前年度剰余金受入一兆四千二百五十八億五千八百九十九万円の増収を認め、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発一兆三千八百七十億円を行うこととしている。

この結果、平成三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ二千六百六十億四千六百万円増額され、七十兆六千三百三十四億六千五百万円となる。

平成三年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、貿易保険特別会計等十八特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫の二政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認めらる。

平成三年度一般会計補正予算(第1号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年十二月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

平成三年度特別会計補正予算(特第1号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年十二月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

〔中村太郎君登壇、拍手〕

○中村太郎君 たいま議題となりました平成三年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費等、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった事項について措置することとし、歳出の追加総額は一兆七千二百八十六億円となっております。

他方、既定経費の節減、地方交付税交付金及び給与改善準備費の減額等一兆四千六百二十六億円の修正減少を行っておりますので、歳出の純追加額は二千六百六十億円となります。

歳入につきましては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及び印紙収入二兆七千八百二十億円の減収を見込む一方、四条公債一兆三千八百七十億円の追加発行を行うほか、前年度の決算上の純

平成三年十二月十三日

参議院會議録第七号

国家公務員等の任命に関する件 平成三年度一般会計補正予算(第1号)外二件

平成三年度特別会計補正予算(特第1号)外二件

剰余金を臨時異例の措置として全額これを受け入れるなど、一兆四千二十五億円を計上してあります。

本補正の結果、平成三年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも、当初予算に二千六百六十億円を追加し七十兆六千三百三十五億円となっております。

また、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など十八特別会計と、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、去る十二月六日国会に提出され、衆議院からの送付を待って、十二日、羽田大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、十二日及び本日の二日間、宮澤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行いました。

質疑のうち、補正予算並びに景気の現状判断にかかわる質疑として、「本補正では、二兆七千八百億円の収収不足に対応して建設国債が一兆三千八百七十億円も追加発行されているが、今後の財政運営に対する考え方を聞きたい。また、貿易保険特別会計へ二百三十五億円が追加繰り入れされているけれども、その理由は何か。減速しつつも拡大しているという政府の景気判断は、国民にわかりやすい表現で示されたい。」との質疑があり、これに対し、宮澤内閣総理大臣及び羽田大蔵大臣並びに渡部通商産業大臣から、「本補正は、巨額な収収不足のもとで、災害、給与等義務的経費の追加補正を行ったが、これに対し、既定経費の削減等を行ってもなお不足する金額は建設国債の追加発行で対応せざるを得なかった。平成四年度も厳しい財政状況が続くものと考えられるが、借金依存を続けていくことは、金利及び償還の負担から財政が圧迫されるため、建設国債といえども削減に努力していくほか、赤字国債については厳に慎んでいくべきで、こうした哲学をきちっと守って財政を運営していきたい。貿易保険特別会計

は、近年、発展途上国等に対する債務返済の繰り延べが多額に上ってきていることから保険金の支払いがかさみ、これを借入金等で賄っているが、経理は年々厳しくなっている。当初予算では一般会計から八十五億円の資本金繰り入れを行うこととしていたが、国際的な協議によってポロランド、エジプトに対する公的債務を軽減することが合意されたため、本補正でさらに追加措置を講じたものである。次に、景気判断の表現はわかりやすい方がいいと考えているが、経済の現状を見るに、今はバブル経済を脱しつつある段階で、その実態はバブル以前の経済の水準よりよくなっているというところである。ただ、産業界から見ると、景気の拡大スピードが急に減速したため不況感を強く感じるなど、景気の受けとめ方に政府と違いがあるようである。いずれにせよ、これ以上景気を悪くさせてはいけませんので、厳しい財政状況を考慮し、財政投融资等いろいろ工夫をしていきたい。旨の答弁がありました。

質疑は、このほか、宮澤内閣の政治姿勢、倫理問題、外交問題、経済・財政問題、来年度予算編成問題など広範多岐にわたっておりませんが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、日本社会党・護憲共同を代表して吉田委員が賛成の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成三年度補正予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。よって、三案は可決されました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹山裕君。

審査報告書
平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成三年十二月十三日
大蔵委員長 竹山 裕
参議院議長 長田 裕二殿

百八十三億円の全額を平成三年度的一般財源に充てることと予定されている。

平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成三年十二月十一日
参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項の規定は、平成二年度一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
審査報告書
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成三年十二月十三日
大蔵委員長 竹山 裕
参議院議長 長田 裕二殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成三年度において、日本開発銀行の貸付金等の増加額は、約三千億円と見込まれる。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三年十二月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「十一倍」を「十二倍」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十二月十三日

大蔵委員長 竹山 裕
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成三年度において暴風雨、低温等による水稲、りんご、園芸施設等の被害が

異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から果樹勘定に資金を繰り入れる等の措置を講じようとするものであって妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に伴い、平成三年度一般会計補正予算(第一号)の歳出において、農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入額として、二十五億六千六百二十七万五千円が計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年十二月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年十二月十三日

大蔵委員長 竹山 裕
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、平成三年度において暴風雨、低温等による水稲、りんご、園芸施設等の被害が

2

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第三項において準用する同条第十一号)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

第二條 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金及び園芸施設勘定における園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、平成三年度において、これらの勘定における農業共済再保険特別会計法第六条第二項(同条第三項の規定により園芸施設勘定について準用する場合を含む。)の規定による積立金をそれぞれこれらの勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔竹山裕君登壇、拍手〕

○竹山裕君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、平成二年度一般会計歳入歳出の決算上の剰余金について、その二分の一を下らない金額を公債または借入金金の償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定を適用しないこととする特例を定めようとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案は、平成三年度において暴風雨、低温等による水稲、りんご、園芸施設等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において一般会計からの果樹勘定への繰り入れ等を行うとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、平成二年度剰余金処理特例法案及び開銀法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わし、順次採決の結果、平成二年度剰余金処理特例法案及び開銀法改正案はそれぞれ多数をもって、農業共済再保険特別会計への繰り入れ特例法案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。まず、平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(長田裕二君) 過半数と認められます。よって、両案は可決されました。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金

平成三年十二月十三日 参議院会議録第七号

平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案外二件

三

平成三年十二月十三日 参議院會議録第七号 議事日程追加の件 地方交付税法等の一部を改正する法律案

の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案の採決をいたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山口哲夫君。

審査報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。平成三年十二月十三日 地方行政委員長 山口 哲夫

要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払に要する経費を基準財政需要額に算入する等のため、財源措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。 一、費用 本法施行のため、平成三年度補正予算により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び

譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金が一千七百四十七億二千五百万円減額となり、地方交付税交付金を確保するため、同特別会計借入金償還額を二千二百三十億三千八百万円縮減し、歳出において、四百八十三億一千三百万円を地方交付税交付金として追加計上している。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。平成三年十二月十一日 衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿 地方交付税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。 附則第四条第一項第二号中「四千五百二億四千万円」を「六千七百三十二億七千八百万円」に改める。

附則第五条を削り、附則第六条を附則第五条とし、同条の次に次の一条を加える。(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入) 第六条 平成三年度から平成八年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

Table with 3 columns: 経費の種類 (Expense Type), 測定単位 (Measurement Unit), 単位費用 (Unit Cost). Rows include disaster relief and interest on local bonds.

Table with 2 columns: 測定単位の数値の算定の基礎 (Basis for Calculation of Measurement Unit Values), 表示単位 (Display Unit). Rows include disaster relief and interest on local bonds.

Table with 3 columns: 年 (Year), 度 (Fiscal Year), 控除額 (Deduction Amount). Rows list years from Heisei 4 to Heisei 12 and their corresponding amounts.

附則 1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。 2 平成三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法第二十条の三第

二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)と百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と百億円との合算額を加算した額とする。

〔山口哲夫君登壇、拍手〕

山口哲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成三年度分の地方交付税が一千七百四十七億円減少することとなりますが、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払いに要する額及び廃棄物処理施設の円滑な整備に要する額等の財源措置を講ずるため、本年度に予定しておりました同特別会計借入金償還額を二千二百三十億円縮減し、この額について、平成四年度から平成十二年度までの各年度において償還すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、特別交付税増額の理由、廃棄物処理施設整備事業に対する国と地方の負担区分等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

平成三年十二月十三日 参議院会議録第七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

議員
常松 克安君 寺崎 昭久君
片上 公人君 針生 雄吉君
今泉 隆雄君 足立 良平君
山口 光一君 猪熊 重二君
西川 潔君 猪木 寛至君
大塚清次郎君 小野 清子君
中川 嘉美君 白浜 一良君
及川 順郎君 下村 泰君
勝木 健司君 狩野 明男君
石井 道子君 矢原 秀男君
鶴岡 洋君 刈田 貞子君
小西 博行君 板垣 正君
岩本 政光君 中野 鉄造君
太田 淳夫君 和田 教美君
広中和歌子君 井上 計君
山田 勇君 前田 勲男君
井上 裕君 黒柳 明君
峯山 昭範君 高桑 栄松君
中西 珠子君 三木 忠雄君
田湖 哲也君 三治 重信君
田中 正巳君 加藤 武徳君

真島 一男君 関根 則之君
重富吉之助君 青木 幹雄君
香掛 哲男君 星野 朋市君
野村 五男君 成瀬 守重君
田村 秀昭君 須藤良太郎君
木宮 和彦君 久世 公亮君
鈴木 貞敏君 田辺 哲夫君
高橋 清孝君 中曾根弘文君
吉川 博君 山岡 賢次君
竹山 裕君 岡野 裕君
大浜 方栄君 石原健太郎君
斎藤 文夫君 下稻葉耕吉君
大河原太一郎君 大木 浩君
岡部 三郎君 梶原 清君
石井 一二君 宮澤 弘君
柳川 覺治君 下条進一郎君
沢田 一精君 田代由紀男君
仲川 幸男君 山本 富雄君
井上 孝君 土屋 義彦君
世耕 政隆君 林田悠紀夫君
井上 吉夫君 遠藤 要君
大島 友治君 北 修二君
斎藤 十朗君 宮崎 秀樹君
平野 清君 秋山 肇君
二木 秀夫君 陣内 孝雄君
清水嘉与子君 木暮 山人君
鎌田 要人君 鹿熊 安正君
尾辻 秀久君 合馬 敬君
永田 良雄君 永野 茂門君
野沢 大三君 松浦 孝治君
井上 章平君 石川 弘君
片山虎之助君 石渡 清元君
西田 吉宏君 藤田 雄山君
大城 眞順君 松尾 官平君
向山 一人君 森山 眞弓君
倉田 寛之君 吉川 芳男君

上杉 光弘君 関口 恵造君
田沢 智治君 高木 正明君
福田 宏一君 松浦 功君
村上 正邦君 藤井 孝男君
坂野 重信君 山東 昭子君
斎藤栄三郎君 岡田 広君
野末 陳平君 大鷹 淑子君
原 文兵衛君 初村清一郎君
中西 一郎君 中村 太郎君
後藤 正夫君 伊江 朝雄君
岩崎 純三君 谷川 寛三君
三重野栄子君 喜岡 淳君
西野 康雄君 村田 誠賢君
紀平 梯子君 種田 誠君
岩本 久人君 肥田美代子君
北村 哲男君 前畑 幸子君
櫻井 規順君 西岡瑠璃子君
三上 隆雄君 小林 正君
堀 利和君 國弘 正雄君
谷本 嶺君 会田 長栄君
清水 澄子君 三石 久江君
野別 隆俊君 庄司 中君
一井 淳治君 田淵 勲二君
及川 一夫君 山口 哲夫君
山本 正和君 鈴木 和美君
穂山 篤君 小川 仁一君
稲村 稔夫君 村沢 牧君
久保 亘君 粕谷 照美君
赤桐 操君 対馬 孝且君
浜本 万三君 大森 昭君
菅野 久光君 佐藤 三吾君
篠崎 年子君 谷畑 孝君
山田 健一君 古川太三郎君
星川 保松君 高崎 裕子君
角田 義一君 日下部禎代子君
吉田 達男君 磯村 修君

林 紀子君	吉川 春子君
堂本 暁子君	森 楊子君
深田 肇君	近藤 忠孝君
諫山 博君	菅野 壽君
竹村 泰子君	井上 哲夫君
高井 和伸君	沓脱タケ子君
梶原 敬義君	久保田真田君
上野 雄文君	栗森 喬君
池田 治君	橋本 敦君
矢田部 理君	福岡 知之君
野田 哲君	笹野 貞子君
乾 晴美君	吉岡 吉典君
市川 正一君	田 英夫君
糸久入重子君	瀬谷 英行君
山田耕三郎君	中村 鋭一君
立木 洋君	小笠原貞子君
上田耕一郎君	
内閣総理大臣 宮澤 喜一君	
法務大臣 田原 隆君	
外務大臣 渡辺美智雄君	
大蔵大臣 羽田 孜君	
文部大臣 鳩山 邦夫君	
厚生大臣 山下 徳夫君	
農林水産大臣 田名部匡省君	
通商産業大臣 渡部 恒三君	
運輸大臣 奥田 敬和君	
郵政大臣 渡辺 秀央君	
労働大臣 近藤 鉄雄君	
建設大臣 山崎 拓君	
自治大臣 塩川正十郎君	
国家公安委員 会長	

國務大臣 加藤 紘一君	國務大臣 岩崎 純三君	國務大臣 伊江 朝雄君	國務大臣 宮下 創平君	國務大臣 野田 毅君	國務大臣 谷川 寛三君	國務大臣 中村正三郎君	國務大臣 東家 嘉幸君
(内閣官房長官)	(総務庁長官)	(北海道開発庁長官)	(防衛庁長官)	(経済企画庁長官)	(科学技術庁長官)	(環境庁長官)	(国土庁長官)
星野 朋市君	野村 五男君	猪熊 重三君	片上 公人君	野末 陳平君	平井 卓志君	野村 五男君	猪熊 重二君
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠

議長の報告事項
 一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号) 地方行政委員会に付託

平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第二三号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案(閣法第三三号)

大蔵委員会に付託

平成三年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成三年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

平成三年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十二日任期満了の伊従寛の後任)

股野 景親

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

齋藤 十朗君 補欠 真島 一男君

星野 朋市君	野末 陳平君
國弘 正雄君	竹村 泰子君
種田 誠君	会田 長栄君
細谷 昭雄君	庄司 中君
村沢 牧君	橋山 篤君
橋本孝一郎君	井上 計君
真島 一男君	齋藤 十朗君
会田 長栄君	種田 誠君
竹村 泰子君	國弘 正雄君
林 紀子君	近藤 忠孝君
野末 陳平君	星野 朋市君
補欠	補欠

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

公安調査 米田 昭 仙台高等 検察庁長 平三・三三 庁長官 事長

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十二回国会政府委員に任命することを承認した。

公安調査庁長官 栗田 啓二君

同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査庁長官栗田啓二君(同日議長承認)を、第百二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
本日委員長から次の報告書が提出された。

平成三年度一般会計補正予算(第1号)、平成三年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成三年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書
平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(関法第二号)審査報告書
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(関法第四号)審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(関法第三号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第五号)審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒105 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 一三三円 (税別)